

平成30年度北海道貸切バス適正化センター事業計画

【事業計画】

- ① 「一般貸切旅客自動車運送適正化機関の巡回指導方針について」(平成29年3月31日付国自安第272号、国自旅第425号)に基づき、巡回指導計画を立てる。
 なお、平成30年度の巡回指導実施計画は、下表のとおりとする。
- ② 事業者に対する巡回指導を通じ、重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、過労運転、速度超過等を防止する啓発活動を行う。
- ③ 事業者に対し、関係法令等の周知を行うことにより、コンプライアンス体制の確立を図る。
- ④ 白バスの防止を図る啓発活動を行う。
- ⑤ 一般貸切旅客自動車運送事業に関する旅客からの苦情の処理を行う。

【巡回指導営業所】

- ①管内事業者数(平成30年2月1日現在)
 事業者数：253者
 営業所数：358営業所
 車両数：3,318両
- ②選定条件(下記に該当する事業者を除き選定)
 ア)平成29年度巡回指導済事業者
 イ)平成30年度に監査を実施する事業者
 ウ)安全性評価認定取得事業者(三つ星)(ただし、数力所は巡回指導予定)

- ③実施可能件数
 月10件×12か月×3グループ(1グループ2人×3=6人体制整備時=360営業
 年120件×1グループ(年度途中から4人体制)=186営業所
 4月～6月 10営業所×3ヵ月=30営業所
 7月～8月 13営業所×2ヵ月=26営業所
 9月～10月 15営業所×2ヵ月=30営業所
 11月～3月 20営業所×5ヵ月=100営業所 合計186営業所

実施営業所数 186営業所

実施月	実施可能日	実施営業所数	実施地区(支局別営業所数割合)
H30年 4月	20	10	札幌4、函館2、帯広2、北見2
5月	21	10	札幌4、函館2、釧路2、帯広2
6月	21	10	札幌4、旭川2、釧路2、北見2
7月	21	13	札幌6、函館4、釧路2、北見1
8月	23	13	札幌6、旭川3、室蘭2、釧路2
9月	18	15	札幌5、旭川3、室蘭2、帯広2、北見3
10月	22	15	札幌5、函館4、帯広3、北見3
11月	21	22	札幌6、函館4、旭川5、室蘭5、帯広2
12月	19	20	札幌14、旭川3、室蘭3
H31年 1月	19	18	札幌15、室蘭3
2月	19	18	札幌15、室蘭3
3月	20	22	札幌3、函館5、旭川4、室蘭4、帯広2、北見4
		計186営業所	札幌87、函館21、旭川20、室蘭22、釧路8、帯広13、北見15

- ④NASVA委託日数
 委託日数：年間24日間一部委託